

## 第2回

# 愛知県最低賃金ポスターデザインコンテスト



最低賃金って何？  
バイトにも  
関係あるのかな？

最低賃金は、年齢、性別、パート、アルバイトなどに関係なく、働くすべての人に適用される最も低い賃金額のことです  
愛知県最低賃金は現在1,140円ですが、例年10月頃に改正が予定されています



最低賃金ポスター  
デザインコンテストとは？

改正後の、あらたな最低賃金額を広く周知することを目的としたポスターなどに使用するイラストデザインを、今年も募集します



応募できるのは？

愛知県在住の学生の方、または愛知県内の学校へ通学する学生の方です



応募に際して、  
気をつけることは  
ありますか？

実施要領を必ずお読みになり、  
必須記載事項、寸法、応募方法、  
その他各種注意点をよく  
守ってご制作ください



## 応募の流れ （裏面実施要領抜粋もチェックしてください）

STEP1

実施要領を読む  
特に、①必須記載事項、②作品寸法、③応募方法、④注意事項（データ量、応募不可の場合、個人情報取扱等）をよく確認してください

STEP2

制作を実施する

STEP3

応募用紙に制作完了したデザインを貼付する  
応募用紙に必要記載事項を入力する  
データ量に注意しながらPDFファイルにする

STEP4

応募用紙（PDFファイル）をCD-ROMまたはDVD-ROMへ格納して愛知労働局へ提出する  
所属学校によっては学校単位でまとめて提出となる場合もあるため、ご注意ください

実施要領  
&  
応募用紙

こちらから  
ダウンロード



応募先及び問合せ先  
〒460-8507 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1  
名古屋合同庁舎第2号館4階  
愛知労働局 労働基準部 賃金課  
電 話：052-972-0257



主 催  
愛知労働局



## 第2回 愛知県最低賃金ポスターデザインコンテスト 実施要領抜粋

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 募 集 対 象            | 愛知県在住の学生の方、または愛知県内の学校へ通学する学生の方                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 作 品 規 定            | 以下の①～⑤を必ず盛り込んでください<br>① 愛知県を連想させるオリジナルイラストデザイン<br>② 「愛知県最低賃金」という言葉<br>③ 「時間額〇,〇〇〇円」という言葉<br>④ 「効力発生日 〇月〇日」という言葉<br>⑤ 最低賃金周知を目的とした広報文・キャッチフレーズ（自由記載）<br>（例）「必ずチェックしよう！」                                                                                                                                                                            |
| 作 品 寸 法            | 縦横比率 縦45：横50（解像度300dpi程度以上推奨）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 応 募 方 法            | ① 専用応募用紙にイラストデザインを貼付する<br>② 学校名、氏名等必要記載事項を入力する<br>③ PDFファイルにする<br>④ CD-ROMまたはDVD-ROMへ格納し、応募先（主催者）へ郵送または持込により提出する（学校単位での提出の場合もあるのでご注意ください）                                                                                                                                                                                                         |
| 応 募 先<br>（ 主 催 者 ） | 〒460-8507 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1<br>名古屋合同庁舎第2号館4階<br>愛知労働局 労働基準部 賃金課<br>電 話：052-972-0257                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 募 集 期 間            | 令和8年9月1日（火）から令和8年10月30日（金）（必着）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 各 賞                | 最優秀賞（愛知地方最低賃金審議会長賞） 1点 表彰状、副賞<br>優秀賞（愛知労働局長賞） 1点 表彰状、副賞<br>奨励賞 5点 表彰状、副賞                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 審 査 及 び 結 果        | 一次審査：一般投票 二次審査：愛知地方最低賃金審議会委員等による審査<br>ホームページ等で各賞発表<br>12月または令和9年1月に表彰式を予定                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 注 意 事 項 抜 粋        | ① イラストデザインは応募者本人が制作した未発表のものに限る<br>（写真使用不可）<br>② 応募は一人1点のこと<br>③ 応募用紙提出（デザインを貼付し必要事項を入力したPDFファイル）に際し、<br>データ容量は1MBまでを推奨する<br>データ量が大きくなっても5MB程度を超さないこと<br>④ 著作権侵害等の責任について、主催者は一切の責任を負わないこと<br>⑤ 応募用紙の個人情報、問合せ、各賞通知、配送物等によるやりとり、応募作品の展示・紹介、広報活動等以外に、同意なく第三者へ開示しない<br>⑥ 既存デザインの複製を用いた作品応募は不可<br>⑦ AI生成を利用した応募は不可<br>⑧ 実施要領に違反した場合は、各賞決定後でも取り消す場合があること |

実施要領&応募用紙  
こちらからダウンロード



主 催  
愛知労働局

